

改正銃刀法の施行に伴う剣 (ダガーナイフ等) の所持の禁止について

自宅などに「剣」を置いていませんか？

現在「剣」をお持ちの方は、平成21年7月4日までに警察署・交番・駐在所で回収しています。この期間までに提出すると、処罰されません。

●法律名

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(平成20年法律第86号)

●改正内容

①所持の禁止

刃渡り5.5cm以上15cm未満の剣の所持を新たに禁止。

※剣とは、柄を付けて用いる左右均整の形状をした諸刃の鋼質性の刃物で、先端が著しく鋭く、本来殺傷の用具としての機能を有するもの。ダガーナイフ、ダイバースナイフ(投げナイフ)等の名称で販売されている。

②模造刀剣類の規制

剣の範囲の拡大に伴い、鋼以外の金属で作られ、かつ、刃渡り5.5cm以上15cm未満の剣に著しく類似する形態を有する物は、模造刀剣類となる(正当な理由なき携帯又は運搬は違法となる。20万円以下の罰金。経過措置なし。)

●経過措置

平成21年1月5日から平成21年7月4日までの6月間は、所持禁止の規定を適用しない。ただし、正当な理由なき携帯又は運搬は違法となる。(2年以下の懲役又は30万円以下の罰金)。

平成21年1月5日以降新たに所持した場合は、所持の禁止違反となる(3年以下の懲役又は50万円以下の罰金)。

●警察による引取り

経過措置期間である平成21年1月5日から平成21年7月4日までの間、警察署、交番及び駐在所で引取ります。引取りは無料です。ただし、引取った剣は、いかなる理由があっても返還しません。

お問い合わせは、

天塩警察署生活安全係

電話2-2110(内線261、262)

「国の教育ローン」 のご案内

■「国の教育ローン」は、高校、短大、大学、専修学校、各種学校や外国の高校、大学等に入学・在学するお子さまをお持ちのご家庭を対象とした、公的な融資制度です。

ご利用いただける方

融資の対象となる学校に入学・在学される方の保護者で、扶養する子どもの人数が1人の場合は、給与所得が790万円以内(事業所得者は590万円以内)の方。なお、子どもの人数に応じて給与所得額(事業所得額)の制限が引き上げられます。

融資額

学生・生徒お1人につき200万円以内

利率

年2.45%(平成21年1月15日現在)

●お申し込みに関するご相談は、「国の教育ローン」コールセンターまでお問い合わせください。

「国の教育ローン」コールセンター

電話 0570-008656(ナビダイヤル)

※ナビダイヤルがご利用いただけない場合(公衆電話、IP電話、PHS、CATV電話など)の電話番号は、03(5321)8656です。

日本政策金融公庫 旭川支店

国民生活事業

労働保険の年度 更新時期が変わります!!

平成21年度から労働保険の年度更新時期が、社会保険の算定基礎届の提出期間と統一され、従来の4月1日から5月20日までから、6月1日から7月10日までに変わります。

なお、労働保険料の算定対象期間は、従来どおり4月1日から3月31日に変更はありません。年度更新申告書は、6月初旬に郵送されます。

問い合わせ先：

北海道労働局総務部労働保険適用室
(011-709-2311)

または最寄りの労働基準監督署

お知らせ 検察審査会の統合について

検査審査会は、選挙権を有する国民の中からくじで選ばれた11人の検察審査員が、一般の国民を代表して、検察官が被疑者(犯罪の嫌疑を受けている者)を裁判にかけなかったこと(不起訴処分)のよしあしを審査するのを主な仕事とするところです。

名寄、留萌及び稚内の各検察審査会は、平成21年4月1日に旭川検察審査会に統合されることになりましたので、同日以降に申立てを行う場合には、旭川検察審査会あてに申立てをしてください。

また、検察審査員又は補充員に選定される場合には、旭川検察審査会の検察審査員又は補充員として選定されることとなります。

旭川地方裁判所事務局総務課

電話 0166-51-6252